

新型コロナウイルス感染症対策に係る
予防接種事務の
特定個人情報保護評価の実施に係る解説

～ 評価書のひな型について ～

令和3年4月23日
内閣官房 IT 総合戦略室

目次

1. はじめに	2
2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の特定個人情報保護評価の前提	2
(1) 特定個人情報保護評価に係る事務の単位	2
(2) 特定個人情報保護評価に係るしきい値判断	3
(3) 特定個人情報保護評価の実施時期	4
3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の特定個人情報保護評価の考え方	5
(1) 新たに生じる主な特定個人情報の取扱い	5
(2) 評価書への追記概要及び主な追記箇所	6
4. 評価書の追記にあたっての留意事項	6
(1) 留意事項及び記載例における特定個人情報ファイル単位（数）について	7
(2) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）における留意事項	7
(3) その他の留意事項	16
5. 評価書ひな型本体等（評価書への追記例（該当項目のみ抜粋））	16
別紙1：全項目評価書（記載例）	16
別紙2：重点項目評価書（記載例）	16
別紙3：基礎項目評価書（記載例）	16
別紙4：参考図	16

1. はじめに

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条では、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

従来から予防接種事務では個人番号を利用するため、各市区町村においては原則として既に特定個人情報保護評価を実施している。

今般の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、新システムであるワクチン接種記録システム（VRS）を利用する場合、既存の予防接種事務に加えて新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録の管理等を行うことになり、特定個人情報等の取扱いが新たに生じるため、それに伴い、各市区町村において特定個人情報保護評価の実施が必要となる。

一方、「特定個人情報保護評価指針※」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。）第 3 の 2 において、特定個人情報ファイルを保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するとされており、さらに、「特定個人情報保護評価指針の解説※」（平成 26 年 4 月 20 日特定個人情報保護委員会。以下「指針の解説」という。）において、特定個人情報ファイルを保有する者以外に、システムやアプリケーションの設計・開発等の調達を実施する者が存在するなど、特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合については、特定個人情報ファイルの保有者では変更することのできないシステムやアプリケーションの仕様などに関わる部分について、システムやアプリケーションの設計・開発等を行った者が、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう情報提供に協力することとされている。

このため、ワクチン接種記録システム（VRS）については、各市区町村の機関において、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう、当該システムを一括開発する IT 総合戦略室から必要な情報を提供するものである。

※「特定個人情報保護評価指針」及び「特定個人情報保護評価指針の解説」については、個人情報保護委員会 HP の下記ページに掲載

<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の特定個人情報保護評価の前提

（1）特定個人情報保護評価に係る事務の単位

特定個人情報保護評価は、システムやサーバ単独で行うのではなく、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ごとに実施するものである。

指針第 4 の 2 においては、特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとされ、番号法の別表第一に掲げる事務については、原則として、別表第一の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難

な場合は1つの項に掲げる事務を複数の事務に分割し又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができるとされている。さらに、指針の解説では、別表第一の項ごとでは特定個人情報保護評価書の記載が困難な場合や、別表第一の複数の項をまとめて記載した方が分かりやすい場合などが考えられ、別表第一の事務を分割又は統合した事務で1つの特定個人情報保護評価書を作成することを可能にしている。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、従来から各市区町村で行われている予防接種事務と個人番号を利用する法令上の根拠が同一であり、また予防接種事務と事務フローの一部が同一であることから、既存の予防接種事務の特定個人情報評価書（以下「評価書」という。）に新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において新たに生じる特定個人情報の取扱いを追記することが考えられる。

※ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、既存の予防接種事務の評価書とは別に、1つの評価書として新たに作成することも考えられる。

（2）特定個人情報保護評価に係るしきい値判断

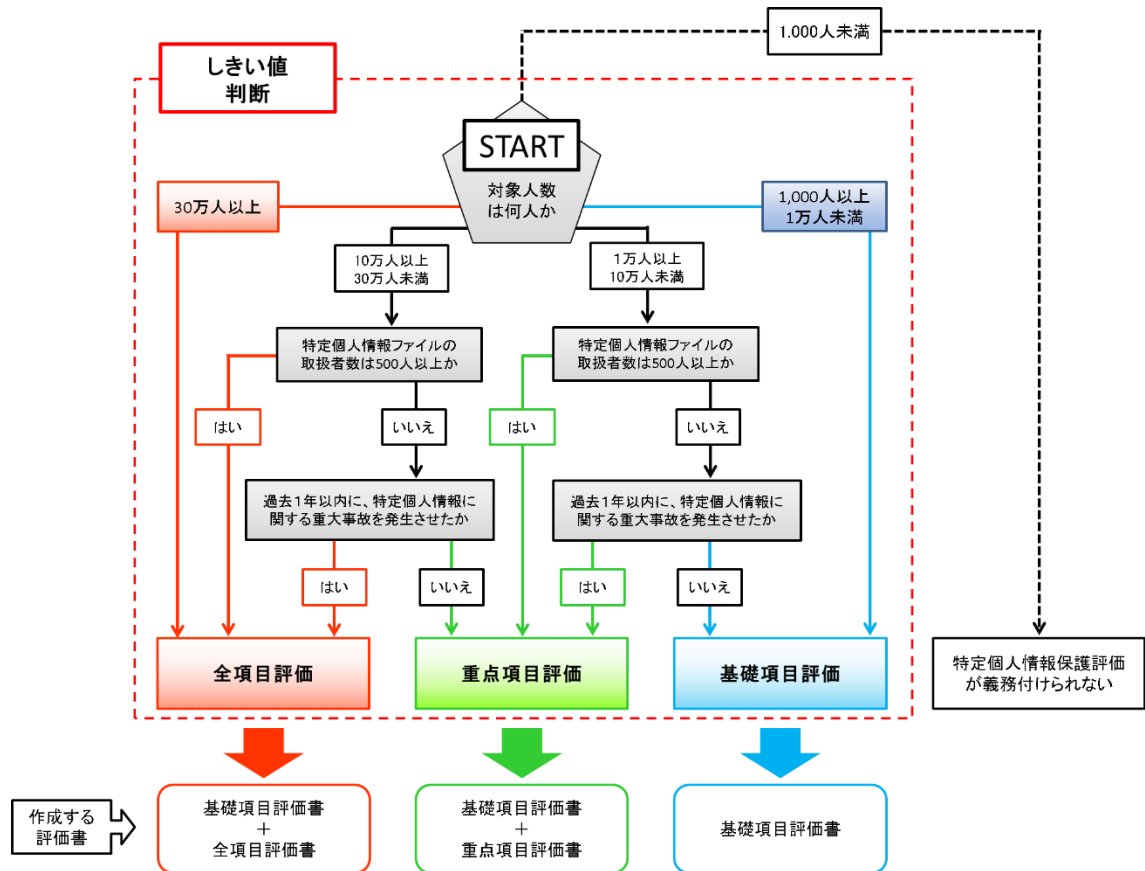
（政府CIOポータル「よくある質問と回答（FAQ）」の「特定個人情報保護評価関連の質問と回答」に掲載しているQ2（2月17日更新）と同内容）

既存の予防接種事務の評価書に新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を追加することに伴い、しきい値判断の結果に変更が生じることが考えられる。

考えられるケースは以下のとおりである。

- ①今まで対象人数が1,000人未満であり、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を追加した場合も1,000人未満のケース
→評価不要
- ②今まで対象人数が1,000人未満であったが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加に伴い、1,000人を超えるケース
→新規に評価を実施
- ③今まで、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成していたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加に伴い、対象人数が増え、基礎項目評価が重点項目評価又は全項目評価に、重点項目評価が全項目評価になるケース
→評価の再実施
- ④今まで実施していた評価について、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を追加した場合も、しきい値判断の結果に変更がなく、引き続き同じ種類の評価となるケース
→評価の再実施

図 1：しきい値判断フロー図



(3) 特定個人情報保護評価の実施時期

(政府 CIO ポータル「よくある質問と回答 (FAQ)」の「特定個人情報保護評価関連の質問と回答」に掲載している Q3 (2 月 17 日更新) と同内容)

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該ファイルを保有する前又は変更を加える前に評価を実施することを原則としている。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることとされているところ、

- ①当該予防接種は、接種記録を逐次把握し、引っ越しにより 2 回の接種を異なる市区町村で受ける必要がある場合や接種券を紛失した場合等において、正確な接種情報を確認する必要があり、そのため、現在、ワクチン接種記録システム (VRS) を構築中であるが、現状では特定個人情報保護評価を行える状況にはないこと
- ②他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること

から、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第 9 条第 2 項の規定 (緊急時の事後評価) の適用対象となり得るものと考えられる。

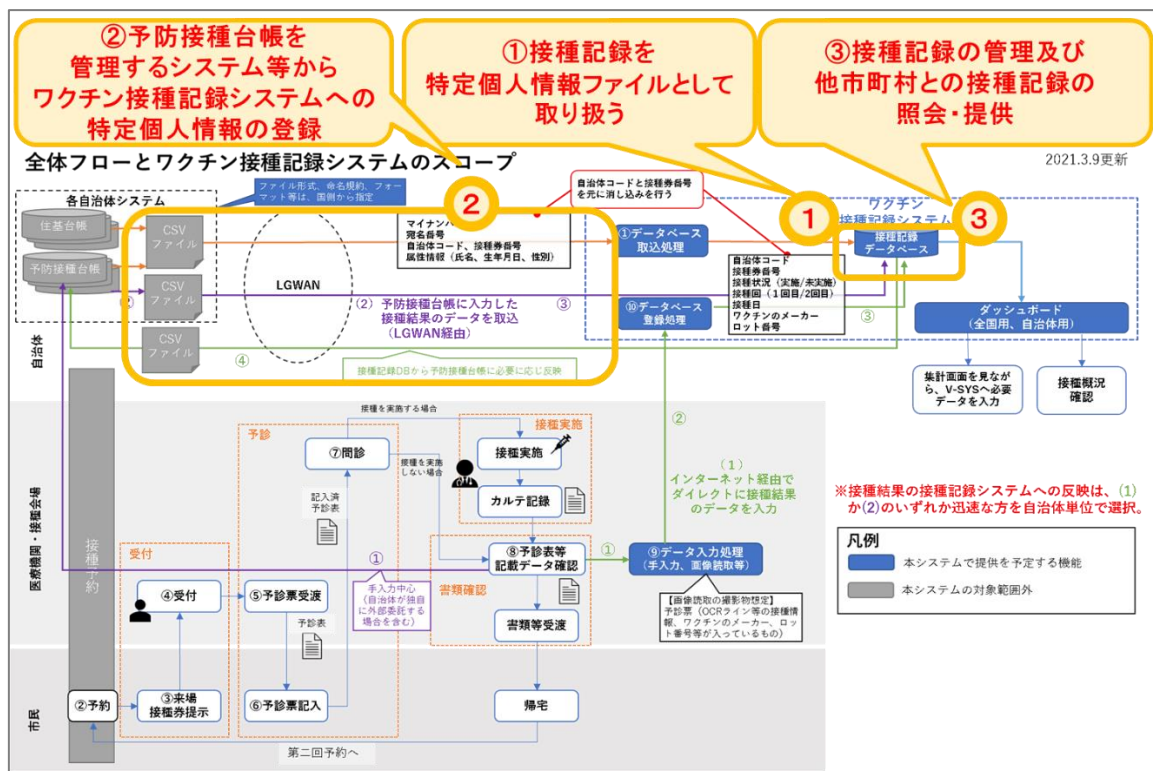
3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の特定個人情報保護評価の考え方

(1) 新たに生じる主な特定個人情報の取扱い

既存の予防接種事務の評価書に新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を追加するにあたり、新たに生じる特定個人情報の取扱いは、主に次の内容が考えられる。

- ①新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録を特定個人情報ファイルとして取り扱う
- ②予防接種台帳を管理するシステム等からワクチン接種記録システム(VRS)への特定個人情報の登録
- ③ワクチン接種記録システム(VRS)を利用したワクチン接種記録の管理及び他市区町村との接種記録の照会・提供

図2：新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報の取扱い

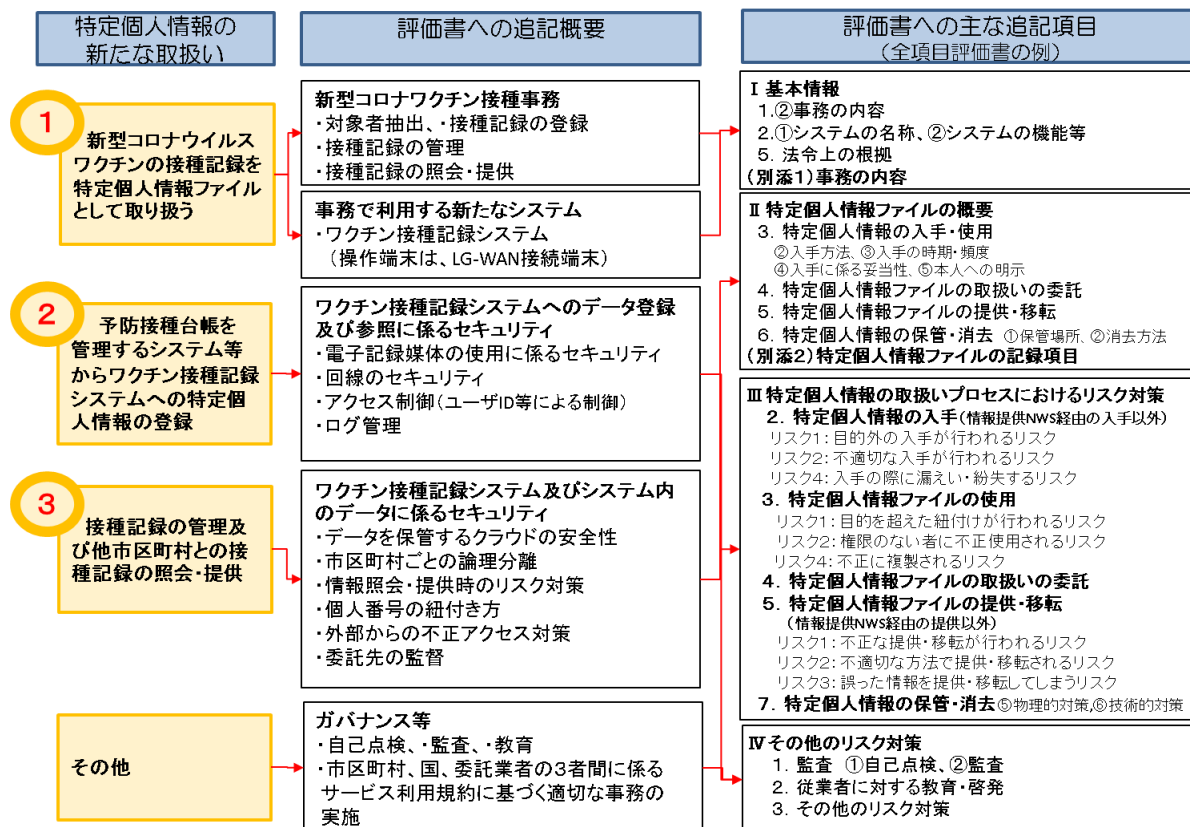


(政府CIOポータル「全体フローとワクチン接種記録システムのScope(2021.3.10 更新)」に、上記①～③の新たに生じる主な特定個人情報の取扱いを追記)

(2) 評価書への追記概要及び主な追記箇所

上記の新たに生じる特定個人情報の取扱いに伴う評価書への追記概要（ポイント）と主な追記項目について、全項目評価書を例に整理すると次のとおりとなる。

図3：特定個人情報の新たな取扱いと評価書への追記項目の関係



4. 評価書の追記にあたっての留意事項

全項目評価書への追記を行うにあたっての留意事項について、以下のとおり解説する。

基礎項目評価書及び重点項目評価書については、当該留意事項を参考に記載すること。なお、各評価書の追記事項については、記載例も示しているのので、そちらも参考とされたい(別紙参照)。

なお、記載例を示している箇所であっても、特定個人情報保護評価の趣旨に鑑み、各市区町村において行われる事務を把握し、記載例とは異なる事務処理が存在する場合には、当該事務処理におけるリスク対策を別途記載する必要がある。

(1) 留意事項及び記載例における特定個人情報ファイル単位（数）について

特定個人情報ファイルの単位は、評価実施機関の合理的裁量に委ねられており、複数のシステムをまとめて1つの特定個人情報ファイルとすることも可能であり、1つのシステムの中に複数の特定個人情報ファイルを保有することも可能である。

特定個人情報ファイルの単位を検討するに当たっては、使用目的を明確にできる単位であるとともに、システムの体系がわかる適切な大きさの単位とすることが必要である。（指針の解説 第4の3【特定個人情報ファイルの単位について】に記載）

今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、既存の「予防接種台帳を管理しているシステム」から「ワクチン接種記録システム（VRS）」へのCSVファイルの登録は、初期登録時だけでなく、転入、転出、死亡等の住基情報の変化に伴い、定期的に行うことが想定される。また、必要に応じて「ワクチン接種記録システム（VRS）」の接種記録を既存の「予防接種台帳を管理しているシステム」にダウンロードし、これら2つのシステムの接種記録の同期がとられることが想定される。

そのため、本書では、既存の「予防接種台帳を管理しているシステム」と「ワクチン接種記録システム（VRS）」に保管される2つのファイルを1つの特定個人情報ファイルとして識別し、留意事項及び記載例を示している。

仮に、「ワクチン接種記録システム（VRS）」から既存の「予防接種台帳を管理しているシステム」に接種記録をダウンロードしない運用をする等、「ワクチン接種記録システム（VRS）」のファイルと既存の「予防接種台帳を管理しているシステム」のファイルが同一の内容にならない場合は、これらを2つの特定個人情報ファイルとして識別し、評価書を作成する方法も考えられる。この場合においては、適宜、記載例を修正して記載すること。

(2) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）における留意事項

既存の予防接種事務の全項目評価書に新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について追記を行う場合に、特に留意すべき点について述べる。なお、以下の項目以外についても、各市区町村において必要な項目の記載を行うこと。

< I 基本情報 >

①「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」について

・関連箇所：「②事務の内容」

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について記載する。事務の内容として、ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うこと、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行うことを記載する。

②「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」について

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムとして新たに「ワクチン接種記録システム（VRS）」を追加し、①～③の項目について以下のよう記載する。

- ・①システムの名称
 - 「ワクチン接種記録システム(VRS)」を追記する。
- ・②システムの機能
 - ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券の発行登録を行うこと、接種記録の管理を行うこと、転出/死亡時等のフラグ設定を行うこと、他市区町村への接種記録の照会・提供を行うこと等を記載する。
- ・③他のシステムとの接続
 - その他欄の[]内で○を選択し、各市区町村の実態に合わせて、自機関が接続するシステムを記載する。例えば、予防接種台帳を管理するシステムとして、予防接種台帳管理システムという名称のシステムが存在し、接続する場合には「予防接種台帳管理システム」と記載する。

③「5. 個人番号の利用」について

- ・関連箇所：「法令上の根拠」
 - 「番号法第19条第15号」を記載する。記載の際には、当該条項は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会を行う場合のみの根拠となることを明記すること。
 - 「番号法第19条第5号」を記載する。ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータを管理する事業者への提供に係る根拠条文に当たる。
 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会は、情報提供ネットワークシステムを使用しないため、「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の箇所ではなく、本箇所に記載を行うこと。

④「(別添1) 事務の内容」について

- 記載例の図を参考に、従前の評価書に記載している事務の内容の説明に新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の内容の説明を追記する。その際、従前の評価書に記載している事務と新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務それぞれの事務の範囲が明確にわかるよう記載すること。

< II 特定個人情報ファイルの概要 >

①「3. 特定個人情報の入手・使用」について

- ・関連箇所：「②入手方法」
 - その他欄の[]内で○を選択し、「ワクチン接種記録システム(VRS)」と記載する。
- ・関連箇所：「③入手の時期・頻度」
 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における入手の時期・頻度について、転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度、転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度となることを記載する。
- ・関連箇所：「④入手に係る妥当性」

- ワクチン接種記録システム(VRS)による入手は、①当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ行われるもの（番号法第19条第15号）、又は②当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する場合に行われるもの（番号法第19条第15号）であり、妥当性があることを記載する。

・関連箇所：「⑤本人への明示」

- 接種者からの同意を得て入手することを記載する。

・関連箇所：「⑧使用方法」

- 「使用方法」として、①当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用すること、②当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用することを記載する。
- 「情報の突合」欄に、当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合することを記載する。その際、転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行うことを記載する。
- 「情報の統計分析」欄に、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わないことを記載する。

②「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について

- 特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項を新たに追加し、①～⑦の項目について以下のように記載する。

・①委託内容

- 「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等」と記載する。

・②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲

- 「特定個人情報ファイルの一部」を選択する。
- 「対象となる本人の数」について、各市区町村において新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の対象となる者の数を選択する。
- 「対象となる本人の範囲」として、「予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者」と記載する。
- 「その妥当性」欄に、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために特定個人情報ファイルについても取り扱う必要があることを記載する。

・③委託先における取扱者数

- 「10人以上50人未満」を選択する。

・④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法

- その他欄の[]内で○を選択し、「LG-WAN 回線を用いた提供」と記載する。

・⑤委託先名の確認方法

- ワクチン接種記録システム(VRS)については、下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できることを記載する。
- ・⑥委託先名
 - 「株式会社ミラボ」と記載する。
- ・⑦再委託の有無
 - 「再委託しない」を選択する。

③「5. 特定個人情報の提供・移転」について

- 特定個人情報の提供先として新たに「市区町村長」を追加し、①～⑦の項目について以下のように記載する。
 - ・①法令上の根拠
 - 「番号法第 19 条第 15 号」と記載する。
 - ・②提供先における用途
 - 「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」と記載する。
 - ・③提供する情報
 - 「市区町村コード及び転入者の個人番号（本人からの同意が得られた場合のみ）」と記載する。
 - ・④提供する情報の対象となる本人の数
 - 各市区町村において新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の対象となる者の数を選択する。
 - ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
 - 「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ内容を記載する。
 - ・⑥提供方法
 - その他欄の[]内で○を選択し、「ワクチン接種記録システム（VRS）」と記載する。
 - ・⑦時期・頻度
 - 当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度となることを記載する。

④「6. 特定個人情報の保管・消去」について

- 以下の例のように、各市区町村における予防接種事務で使用する既存の業務システムにおける措置と今回追記するワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置を分けて記載すること。
- その際、予防接種事務で使用する既存の業務システムにおける措置については、各市区町村において記載し、ワクチン接種記録システム(VRS)における措置については、以下の留意事項や記載例を参考に記載すること。

例 ①保管場所	<（既存の業務システム名）における措置> 各地方公共団体で記載する <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 記載例を参考に記載する
--	--

- ・関連箇所：「①保管場所」

- ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置として、ワクチン接種記録

システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用していることを記載する。主なセキュリティ対策として、⑦論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管すること、④当該領域のデータは、暗号化処理をすること、⑦個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御していること、⑤国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御していること、④日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用していることを記載する。

・関連箇所：「③消去方法」

- ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置として、⑦自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができること、④自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できないこと、⑦クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができないことを記載する。

⑤「(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目」について

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種用に記録項目を追加することがある場合は、当該記録項目を追加する。
- ワクチン接種記録システム(VRS)の利用により追加される記録項目としては、以下のものが考えられる。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞

個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報（氏名、生年月日、性別）、接種状況（実施/未実施）、接種回（1回目/2回目）、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号

＜Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策＞

- 各リスクに対する措置の内容については、各市区町村における予防接種事務で使用する既存の業務システムにおける措置と今回追記するワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置を分けて記載すること。
- その際、予防接種事務で使用する既存の業務システムにおける措置については、各市区町村において記載し、ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置については、以下の留意事項や記載例を参考に記載すること。

例	＜（既存の業務システム名）における措置＞
リスクに対する措置の内容	 各地方公共団体で記載する
	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 記載例を参考に記載する

①「２．特定個人情報の入手」について

- ・関連箇所：「リスク１：目的外の入手が行われるリスク」
 - 「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」として、㉞転入者本人から個人番号を入手する場合、㉟転出先市区町村から個人番号を入手する場合の２つの場面についてそれぞれに記載を行う。具体的には、㉞については、当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第１６条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止すること、㉟については、当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手することを記載する。
- ・関連箇所：「リスク２：不適切な方法で入手が行われるリスク」
 - 「リスクに対する措置の内容」として、ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御していることを記載する。
- ・関連箇所：「リスク４：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」
 - 「リスクに対する措置の内容」として、入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線を使用することを記載する。
- ・関連箇所：「特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」
 - 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザ ID を使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御していることを記載する。

②「３．特定個人情報の使用」について

- ・関連箇所：「リスク１：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」
 - 「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」として、接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御していることを記載する。
- ・関連箇所：「リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」
 - 「ユーザ認証の管理」の「具体的な管理方法」として、㉞ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN 端末による操作に限り可能になるように制御していること、㉟LG-WAN 端末は限定された者しかログインできる権限を保持しないこと、㉞ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザ ID ・パスワードにて行うこと、㊦ワクチン接

種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザ ID は、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行されることを記載する。

- 「アクセス権限の発効・失効の管理」の「具体的な管理方法」として、ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザ ID は、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行されることを記載する。
- 「アクセス権限の管理」の「具体的な管理方法」として、ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザ ID は、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行されることを記載する。
- 「特定個人情報の使用の記録」の「具体的な方法」として、ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたり、システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できることを記載する。

・ 関連箇所：「リスク 4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」

- 「リスクに対する措置の内容」として、住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出した CSV ファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、㊦作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定すること、㊧作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用し、また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残すこと、㊨作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残すこと、㊩電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行うこと、㊪電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去し、管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残すことを記載する。

・ 関連箇所：「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びリスクに対する措置」

- ワクチン接種記録システム(VRS)において特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定していることを記載する。具体的には、㊦当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する場合、㊧当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する場合の2つの場面に限定していることを記載する。
- ワクチン接種記録システム(VRS)から CSV ファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれないことを記載する。

③「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について

・ 関連箇所：「情報保護管理体制の確認」等

- 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することを記載する。
- なお、次の内容について、当該確認事項に規定されていることを記載する。
 - ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
 - ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録

- ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール
- ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定
- ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保

④「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）」について

- ・ 関連箇所：「リスク 1：不正な提供・移転が行われるリスク」
 - 「特定個人情報の提供・移転の記録」の「具体的な方法」として、ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができることを記載する。
- ・ 関連箇所：「リスク 2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」
 - 「リスクに対する措置の内容」として、当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供することを記載する。
- ・ 関連箇所：「リスク 3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」
 - 「リスクに対する措置の内容」について、当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信するため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっていることを記載する。
- ・ 関連箇所：「特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」
 - 特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN 端末）だけができるように制御していることを記載する。
 - 特定個人情報を提供する場면을必要最小限に限定していることを記載する。
具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定していることを記載する。

⑤「7. 特定個人情報の保管・消去」について

- ・ 関連箇所：「リスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」
 - 「⑤物理的対策」の「具体的な対策の内容」として、ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしていることを記載する。主な物理的対策として、㉗サ

ーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理が行われていること、④日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用していることを記載する。

- 「⑥技術的対策」の「具体的な措置の内容」として、ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしていることを記載する。主な技術的対策として、⑦論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管すること、⑧当該領域のデータは、暗号化処理をすること、⑨個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御していること、⑩国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御していること、⑪当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えていること、⑫LG-WAN 端末とワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていることを記載する。

<Ⅳ その他のリスク対策>

- 各リスクに対する措置の内容については、各市区町村の既存の予防接種事務において行われる措置と今回追記する新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置を分けて記載すること。
- その際、予防接種事務において行われる措置については、各市区町村において記載し、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置については、以下の留意事項や記載例を参考に記載すること。

例 リスクに対する 措置の内容	<予防接種事務における措置> ・ ・ 各地方公共団体で記載する <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・ ・ 記載例を参考に記載する
---	---

①「1. 監査」について

- ・ 関連箇所：「①自己点検」「②監査」
 - 「具体的なチェック方法／具体的な内容」として、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする旨を記載する。

②「2. 従業者に対する教育・啓発」について

- ・ 関連箇所：「従業者に関する教育・啓発」

- 「具体的な方法」として、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導をする旨を記載する。

③「3. その他のリスク対策」について

- 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築することを記載する。

（3）その他の留意事項

評価書の公表に際しては、当該評価書を公表することによりセキュリティ上のリスクがあると認められる記載内容は非公表とすることができる。ワクチン接種記録システム（VRS）の設計書等や各地方公共団体のネットワーク構成図等に関して、期間、回数等の具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法を記載する場合には、セキュリティ上のリスクの観点から公表しないことを検討すべき場合があることに留意されたい。

本書は、評価を再実施するに当たって考慮すべき観点を示したものであり、各市区町村における個別具体的な状況を踏まえて評価書の記載内容を示したものではない。評価の再実施を行うに当たっては、各市区町村において、本書を参考としつつ、各市区町村の事務やリスク対策の内容を独自に検討した上で、評価書の記載内容を決定する必要があるので、留意されたい。

5. 評価書ひな型本体等（評価書への追記例（該当項目のみ抜粋））

別紙1：全項目評価書（記載例）

別紙2：重点項目評価書（記載例）

別紙3：基礎項目評価書（記載例）

別紙4：参考図

（「別紙1：全項目評価書（記載例）」の「（別紙1）事務の内容」で記載している図（編集可能））